

令和 2 年

米 沢 市 の 工 業

令和 3 年経済センサス－活動調査

製造業に関する結果報告書

米 沢 市

は じ め に

令和３年経済センサスー活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的、地域的に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得るため実施されました。

この報告書は、令和３年６月１日現在で実施された経済センサスー活動調査から製造業に関する項目を本市において独自に集計したものです。

本書が、各種施策の基礎資料としてはもちろん、各般にわたる参考資料として、広く御活用願えれば幸いと存じます。

終わりに、この調査の実施に当たり、格別の御協力をいただいた事業所各位及び調査員の方々に対し深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層の御協力をお願い申し上げます。

令和５年 12月

米沢市長 近 藤 洋 介

目 次

I	調査のしくみ	1
II	調査結果の概要	7
	―要約―	
1	事業所数	9
2	従業者数	11
3	製造品出荷額等	13
4	現金給与総額	15
5	原材料使用額等	17
6	在庫額（従業者30人以上の事業所）	19
7	付加価値額（従業者30人以上の事業所）	19
8	工業団地	21
III	付 表	
付表1	産業中分類別事業所数	22
付表2	従業者規模別事業所数	22
付表3	産業中分類別従業者数	23
付表4	従業者規模別従業者数	23
付表5	産業中分類別男女別従業者数	24
付表6	従業者規模別男女別従業者数	24
付表7	産業中分類別製造品出荷額等	25
付表8	従業者規模別製造品出荷額等	25
付表9	産業中分類別1事業所当たり製造品出荷額等	26
付表10	産業中分類別従業者1人当たり製造品出荷額等	26
付表11	産業中分類別原材料使用額等	27
付表12	従業者規模別原材料使用額等	27
付表13	産業中分類別現金給与総額	28
付表14	従業者規模別現金給与総額	28
付表15	産業中分類別常用労働者1人当たり現金給与総額	29
付表16	産業中分類別在庫額（従業者30人以上の事業所）	29
付表17	産業中分類別生産額（従業者30人以上の事業所）	30
付表18	産業中分類別付加価値額（従業者30人以上の事業所）	30
付表19	産業中分類別1事業所当たり付加価値額（従業者30人以上の事業所）	31
付表20	産業中分類別従業者1人当たり付加価値額 （従業者30人以上の事業所）	31
付表21	産業中分類別付加価値率・現金給与率・労働分配率 原材料率・在庫率（従業者30人以上の事業所）	32
付表22	工業団地別事業所数	33
付表23	工業団地別従業者数	33
付表24	工業団地別製造品出荷額等	33
付表25	市町別事業所数・従業者数・製造品出荷額等 付加価値額（従業者4人以上の事業所）	34

IV 統計表

第 1 表	産業中分類別統計表（全事業所）	35
第 2 表	産業中分類別統計表（従業者 30 人以上の事業所）	37
第 3 表	産業中分類別統計表（従業者 29 人以下の事業所）	41
第 4 表	産業中分類別 1 日当たり水源別用水量・1 日当たり用途別用水量 工業用地統計表（従業者 30 人以上の事業所）	42
第 5 表	従業者規模別統計表	43
第 6 表	従業者規模別有形固定資産（従業者 30 人以上の事業所）	44
第 7 表	従業者規模別工業用地（従業者 30 人以上の事業所）	44
第 8 表	従業者規模別 1 日当たり水源別用水量 1 日当たり用途別用水量（従業者 30 人以上の事業所）	44
第 9 表	町丁・地区別統計表（全事業所）	45
第 10 表	工業団地別統計表（全事業所）	55

I 調査のしくみ

1 調査の目的

「経済センサスー活動調査」（以下、「活動調査」）は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としている。

2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査である。

3 調査の期日

令和 3 年 6 月 1 日現在。

事業所数、従業者数については令和 3 年 6 月 1 日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの 1 年間の実績について調査したものである。

4 調査の集計方法

- (1) 本書は、製造業について「令和 3 年経済センサスー活動調査」（以下「3 年活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
 - ・個人経営を除く事業所であること。
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること。
- (2) 本書において、「平成 23 年」は「平成 24 年経済センサスー活動調査」、「平成 27 年」は「平成 28 年経済センサスー活動調査」、「令和 2 年」は「令和 3 年経済センサスー活動調査」の数値であり、それ以外の年次の数値は工業統計の数値である。
- (3) 「平成 28 年経済センサスー活動調査」においては、調査事項を簡素化（一部廃止）した個人経営調査票を設けたことにより、個人経営調査票で把握した事業所については、「事業所数」、「従業者数」の項目は集計に含まれるものの、「製造品出荷額等」、「付加価値額」等の項目については含まれていない。
- (4) 「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税抜きの回答であっても消費税込みに補正した上で結果表として集計している。

5 調査における製造業の定義

- (1) 製造業とは、新たな製品の製造加工を行い、これを卸売する事業所をいう。また、ここでいう卸売とは、次の業務をいう。
 - (ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること。
 - (イ) 産業用使用者（工場、鉱山、建設業者、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額

に製品を販売すること。

(ウ) 主として業務用に使用される商品（事務用機械、設備、産業用機械、建設材料など）を販売すること。

(エ) 同一企業に属する他の事業所（同じ会社の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。

(2) 自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売する場合（製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している）には、製造業に分類される。

(3) 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は「大分類 A－農業、林業」又は「大分類 B－漁業」に分類される。

(4) 修理を専業としている事業所は、製造業としない。また、修理のために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業とする。ただし、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行っていないとしても、製造業とする。

また、機械修理工場といわれるものであっても、金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は、製造業とする。

(5) 他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業に分類される。ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業は製造業としない。

6 集計事項の説明

(1) 「事業所」は、経済活動が行われている場所ごとの単位をいい、原則として単一の経営主体のもので、一定の場所（1区画）を占めて、従業者と設備等を有し、継続的に事業活動が行われているものをいう。

(2) 「従業者」は、調査日現在で、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含めない。一方、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。

(3) 「製造品出荷額等」とは、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「製造工程から出たくず・廃物の出荷額」及び「その他の収入額（修理工賃収入、転売収入など）」の合計額である。なお、「その他の収入額」は、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動にかかる収入を把握する目的で、平成19年調査から追加された調査項目である。

(4) 「現金給与総額」とは、常用雇用者及び有給役員に対する「基本給」、「諸手当」、「特別に支払われた給与（期末賞与等）」、「退職金」、「解雇予告手当」、「出向受入者に係る支払額」、「臨時雇用者に対する給与」、「送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計である。

(5) 「原材料使用額等」とは、「原材料使用額」、「燃料使用額」、「電力使用額」、「委託生産費」、「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」の合計である。なお、「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」は、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動にかかる収入を把握する目的で、平成19年調査から追加された調査項目である。

(6) 「在庫額」とは、事業所の所有に属する「製造品」、「半製品」、「仕掛品」、「原材料」、「燃料」を帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品を含み、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

- (7)「有形固定資産」のうち、「取得額」とは、購入、建設、自家製作、建設仮勘定からの振替などによる増加額である。「除却額」とは、売却、撤去、滅失などによる減少額である。「減価償却額」は、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。
- (8)「工業用地」は、令和3年6月1日現在において事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積である。
- (9)「工業用水」は、事業所内で生産のために使用される用水（従業員の飲料水、雑用水を含む。）をいい、「1日当たり水源別用水量」は、令和2年1月から12月までの1年間に使用した工業用水の総量を令和2年の操業日数で割ったものをいう。

7 算式

本書での算式は次のとおり。

- (1) 生産額（従業者30人以上の事業所）
$$\text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$
- (2) 付加価値額
(ア) 従業者30人以上の事業所
$$\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - \text{原材料使用額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{減価償却額}$$

※「消費税を除く内国消費税額」とは、出荷数量等から推計した「推計酒税、たばこ税、地方揮発油税の合計額（年間）」である。
- (イ) 従業者29人以下の事業所（粗付加価値額）
$$\text{製造品出荷額等} - \text{原材料使用額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})$$
- (3) 1事業所当たり製造品出荷額等
$$\{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})\} \div \text{事業所数}$$
- (4) 従業者1人当たり製造品出荷額
$$\{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})\} \div \text{従業者数}$$
- (5) 従業者1人当たり現金給与総額
$$\text{現金給与総額} \div \text{従業者数}$$
- (6) 現金給与率（従業者30人以上の事業所）
$$\text{現金給与総額} \div \{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})\} \times 100$$
- (7) 労働分配率（従業者30人以上の事業所）
$$\text{現金給与総額} \div \text{付加価値額} \times 100$$
- (8) 常用労働者のうち雇用者1人当たり現金給与額（従業者30人以上の事業所）
$$\text{常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与額} \div (\text{常用雇用者数} + \text{有給役員数})$$
- (9) 原材料率（従業者30人以上の事業所）

原材料使用額等 ÷ {製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)} × 100

- (10) 在庫投資額 (従業者 30 人以上の事業所)

年末在庫額合計 - 年初在庫額合計

- (11) 在庫率 (従業者 30 人以上の事業所)

年末在庫額合計 ÷ 製造品出荷額等 × 100

- (12) 有形固定資産投資総額 (従業者 30 人以上の事業所)

有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の増減額

- (13) 1 事業所当たり付加価値額

付加価値額 ÷ 事業所数

- (14) 従業者 1 人当たり付加価値額 (従業者 30 人以上の事業所)

付加価値額 ÷ 従業者数

- (15) 付加価値率 (従業者 30 人以上の事業所)

付加価値額 ÷ {製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)} × 100

8 産業分類について

- (1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。なお、例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

産業中分類については、別表 1「産業中分類略称一覧表」より略称を用いた。また、「中分類 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)」の別掲については、別表 2 のとおりである。

- (2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

- (ア) 一般的な方法

製造品が単品のみの事業所の場合は、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。

また、複数の品目を製造加工している事業所の場合は、品目 6 桁番号の上 2 桁 (中分類) を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号 (小分類)、さらに 4 桁番号 (細分類) を決定し、最終的な産業格付とする。

- (イ) 特殊な方法

上記の方法以外に原材料、作業工程、機械設備等により産業を決定しているものがある。

具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の 11 産業である。

したがって、中分類の異なるいくつかの品目を製造・加工している事業所は、その製造・加工品目中の代表性の高い中分類により産業格付が決定され、産業格付に使用された中分類品目以外の出荷額等も産業格付された中分類品目の出荷額等とみなされるため、同一の事業所であっても、年によっては、それぞれの製造・加工品目の出荷額等の変動により中分類の産業格付が相違することがある。

9 利用上の注意

- (1) 本書は、本市において独自集計したものであり、経済産業省及び山形県から公表される数値と若干相違することもありうる。
- (2) 調査日現在において休業、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所等は除かれている。
- (3) 本書に掲載した数値は、単位未満四捨五入等により内訳と総数が一致しない場合がある。
- (4) 本書の中で、「-」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満を示す。「x」は事業所数が1又は2の場合に、秘密の保持上秘匿したことを示す。また、事業所数が3以上あっても各統計表及び山形県等が公表している統計資料との関連から秘匿したものがある。ただし、従業者数の取扱いについては、平成17年8月から秘匿を解除することができるようになったため、秘匿していない。
- (5) 3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、過去の数値と単純比較ができないことに留意されたい。

問い合わせ先：米沢市企画調整部政策企画課 統計調査担当 〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号 TEL:0238-22-5111(代) 内線 2705
--

別表1 産業中分類略称一覧表

分類 番号	産業中分類名	略称	分類 番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料	○ 21	窯業・土石製品製造業	土石
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料等	○ 22	鉄鋼業	鉄鋼
11	繊維工業	繊維	○ 23	非鉄金属製造業	非鉄
○ 12	木材・木製品製造業 (家具を除く)	木材	○ 24	金属製品製造業	金属
13	家具・装備品製造業	家具	☆ 25	はん用機械器具製造業	はん用機械
○ 14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙	☆ 26	生産用機械器具製造業	生産用機械
15	印刷・同関連業	印刷	☆ 27	業務用機械器具製造業	業務用機械
○ 16	化学工業	化学	☆ 28	電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	電子
○ 17	石油製品・石炭製品製造業	石油	☆ 29	電気機械器具製造業	電機
○ 18	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	プラスチック	☆ 30	情報通信機械器具製造業	情報
○ 19	ゴム製品製造業	ゴム	☆ 31	輸送用機械器具製造業	輸送
20	なめし革・同製品・ 毛皮製造業	皮革	32	その他の製造業	その他

※分類番号の○印は基礎素材型産業に、☆印は加工組立型産業に、他は生活関連・その他型産業に区分される。

別表2 中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具、運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く)	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

※分類番号が3桁は小分類番号、4桁は細分類番号となっており、それぞれ上2桁が中分類番号をあらわしている。